みまもり通信 臨時号





●修繕費用の**負担区分**には基準(※)があり ます。

> ① **通常損耗**(通常の使用で生じる床 や壁の汚れなど)

家主

- ②経年変化(自然な劣化・損耗等)
- ③**グレードアップ**(設備交換や化粧 直し)

借主
不注意や故意で破損したもの

- ◆ 入居契約時は契約書を確認し、室内の状況を写真撮影しておきましょう。
- **退去時**は請求内容を確認して、 しっかり説明を受けましょう。

※正式名称は「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」。賃貸住宅の原状回復費用について、負担割合の一般的な基準を国土交通省が公表したもの。



トラブルの相談は早めに札幌市消費者センター(22728-2121)又は消費者ホットライン(22188)へ